

建 2

令和 8 年 1 0 月 不用物品の売却に関する仕様書 (軽特種自動車 (道路維持作業車) 計 4 台)

会 計 室
担当 武甕・平本 222-3687

- 1 売却物品は、保管場所から契約業者が引き取ることとする。また、売却物品は現状引渡しとする。
- 2 売却物品は、バッテリーの性能が低下、その他不具合によりエンジンが掛からない場合がある。
- 3 売却物品の不良箇所等は別添を参照のこと。ただし、本仕様書作成時点で把握している参考情報であり、現状については現物で確認すること。
- 4 売却物品及び搬出方法の下見については、以下のとおりとするので、前日の 17:00 までに必ず以下の連絡先へ予約し、時間の指定を受け、指定された時間に下見場所へ来ること。予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者については、下見を断る場合がある。
なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による売却物品の状態等に対する問合せは一切受け付けない。
 - (1) 下見期間
日程：令和 8 年 9 月 16 日 (水)、9 月 17 日 (木)
時間：各日とも 9:30～15:00 (ただし、12:00～13:00 を除く)
※下見時間は、1 業者につき 40 分以内とする。
ただし、天候等を考慮し、下見期間を変更する場合がある。この場合は、下見の受付時及び受付後に土木管理課から業者に対し、変更日を連絡することとする。
 - (2) 下見場所
建設局倉庫
京都市右京区西院西貝川町 31-1
 - (3) 連絡先
建設局土木管理部土木管理課 (担当：水田、今田)
電話番号：075-222-3568
- 5 本市が預託済みのリサイクル料金 27,960 円 (4 台分合計金額)については、契約業者が負担するものとし、売却代金とは別に納付すること。
- 6 会計室から納入通知書を発行するので、契約決定の日から引取りの日までに代金を納入すること。
- 7 引取期間は、代金納入の確認ができた日から令和 8 年 11 月 6 日 (金) までとする。期間内に必ず引取りを完了すること。
なお、引取りを完了したときには、京都市長宛ての受領書を必ず上記 4 (3) に記載する担当者に手渡すこと。
- 8 売却物品は「京都市」等の文字やマークが表示されているため、これらの文字やマークについては、剥離、研磨、塗りつぶし等により、将来に渡って

完全に判読、判別できないように抹消し、後日、文字が浮かび上がるといったことが生じないようにすること。

- 9 上記 8 については、履行確認のため、次の書類等を令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）までに会計室に提出すること。

(1) 提出日までに中古新規登録を行った場合

- ア 新たな自動車検査証の写し
- イ 文字等の抹消作業完了後の当該車両の前後左右（新ナンバープレート及び車体側面）及び車台番号が確認できる写真
- ウ 文字等の抹消作業工程についての報告書（様式任意）

(2) 提出日までに中古新規登録を行っていない場合

- ア 文字等の抹消作業工程についての報告書（様式任意）
- イ 文字等の抹消作業を記録した記録媒体（DVD-R）※

※記録媒体の撮影内容について

文字等の抹消が完了した車両の車台番号とその車両全体一周を中断なく動画撮影し、1 台分を 1 ファイルとして保存すること。

なお、提出された DVD-R は、Windows Media Player で再生できるように保存することとし、画像に不備等がある場合は再提出を求めることがある。

- 10 引取りに当たっては、事前に上記 4 (3) に記載する担当者に連絡したうえで、指示された時間・場所で行うこととし、保管場所での業務の支障にならないよう十分注意すること。また、火災及び事故等についても十分注意すること。
- 11 引取った物品は、輸送中に部品等を落下させないように十分注意すること。
- 12 この契約の履行に際して発生した事故・負傷等に関して、本市は一切の責任を負わない。
- 13 その他引取り作業の詳細については、上記 4 (3) に記載する担当者の指示に従うこと。
- 14 売却物品を、再使用することなく廃車・処分する場合は、使用済自動車等の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）等の関係法令に基づき、適正な方法により速やかに処分すること。
- 15 契約の履行に当たっては、道路交通法、道路運送車両法、道路法、公害防止に関する諸法等関係法令を遵守すること。
- 16 契約業者は民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き取った本件売却物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。
- 17 その他のことについては、京都市契約事務規則を遵守すること。

以 上

令和8年10月売却物品明細書

番号	品名	規格形状等	取得価格 (円)	保管場所	リサイクル料金 預託状況	履行確認 要否
建2	軽特種自動車 (道路維持作業車)	三菱 京都880あ1012	999,495	建設局倉庫	預託済	要
	軽特種自動車 (道路維持作業車)	三菱 京都880あ1380	1,449,892	建設局倉庫	預託済	要
	軽特種自動車 (道路維持作業車)	三菱 京都880あ1381	1,449,892	建設局倉庫	預託済	要
	軽特種自動車 (道路維持作業車)	ダイハツ 京都880あ1693	1,673,304	建設局倉庫	預託済	要

※自動車検査証返納証明書あり。

【保管場所】建設局倉庫
京都市右京区西院西貝川町31-1
【担当】建設局土木管理部土木管理課（担当：水田、今田）
電話番号：075-222-3568

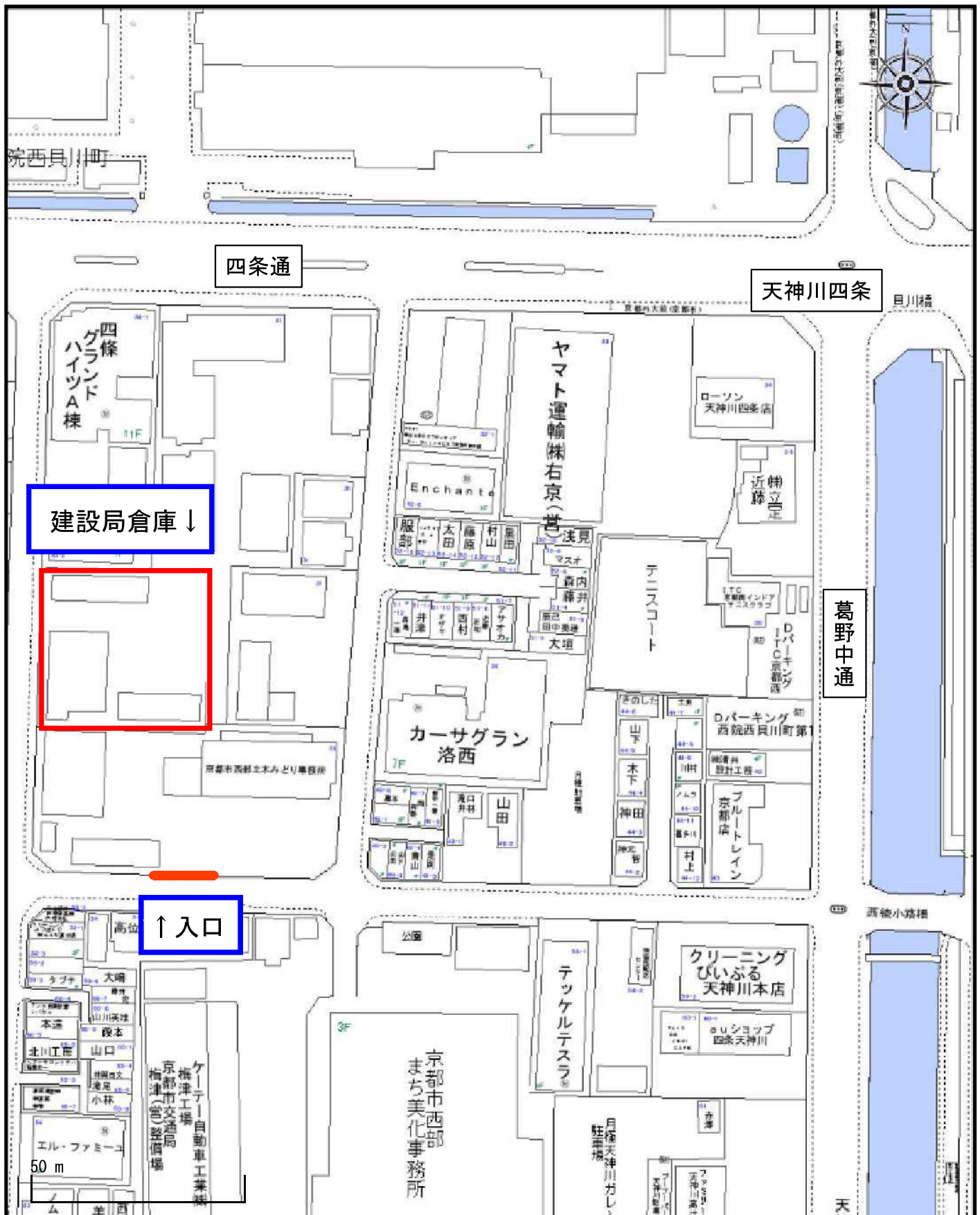
※現物の確認をする場合は、必ず前日までに連絡してから来所のこと。
※下見は仕様書のとおりとし、1業者につき40分以内とする。

建2 不良箇所等の状況（参考）

車種	車両番号	状態
軽特種自動車 (道路維持作業車)	三菱 京都880あ1012	・シート破れあり ・全体に傷へこみあり
軽特種自動車 (道路維持作業車)	三菱 京都880あ1380	・ラジエーター損傷 ・バッテリーなし（エンジンが掛からない） ・シート破れあり ・全体に傷へこみあり
軽特種自動車 (道路維持作業車)	三菱 京都880あ1381	・シート破れあり ・全体に傷へこみあり
軽特種自動車 (道路維持作業車)	ダイハツ 京都880あ1693	・シート破れあり ・全体に傷へこみあり

* 上記以外にも不良箇所がある可能性がある。

建設局倉庫



住所：京都市右京区西院西貝川町 3 1 - 1

番号 000388

自動車検査証返納証明書

令和 8 年 8 月 13 日

軽自動車検査協会

車 台 番 号		交 付 年 月 日	型式検査年月	自動車の種類	用 途	自重 (kg)	車 体 の 規 格	
京都 880 あ 1380		令和 8 年 8 月 13 日	平成 23 年 2 月	軽自動車	特殊		道路作業車 [558]	
車 台 番 号		車 体 番 号	最大積載量	車 体 重 量	車 体 容 積	車 体 容 積	車 体 容 積	
U62T-1604873			350kg	870kg		1330kg	339cm	147cm
車 台 番 号		型式	積載物の重量	積載物の容積	積載物の容積	積載物の容積	積載物の容積	
三菱 [313]		GBD-U62T	3G82	ガソリン	0.65	420cm		
氏名又は名称		京都市						
住 所		京都府京都市中京区上本能寺前町488						
氏名又は名称		使用者に同じ						
住 所		使用者住所に同じ						
使用の本拠の位置		京都府京都市右京区西院西貝川町31						
有効期間の満了する日		備考 【京都】 返納 平成12年製造新車 右操歩気操音換機積載 974日 マフラー加速騒音規制適用車** 【型式・類別】 12596-2064* 【走行距離計表示値】 92,700km (令和7年2月25日)* 【旧走行距離計表示値】 81,700km (令和5年2月20日)* 平成19年特設構造部品適用車* 構造維持件適用自動車**						
令和 9 年 2 月 27 日								

OCR11-2816

K9063PJ2520837



軽自動車検査協会

自動車検査証返納証明書

令和 3年 6月 13日

圖書集成

[illegible]

00811-2518

K9552816471318

